

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（18）
2. 日時：令和2年7月8日（水）10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

  实用炉審査部門

    角谷管理官補佐、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本管理官補佐、  
    義崎管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

  北海道電力株式会社

    原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー 他14名※

  東北電力株式会社

    原子力本部 原子力部課長 他9名※

  東京電力ホールディングス株式会社

    原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー 他4名※

  北陸電力株式会社

    原子力部 原子力発電運営チーム統括 他9名※

  中国電力株式会社

    電源事業本部 原子力運営グループマネージャー 他10名※

  四国電力株式会社

    原子力部 運営グループリーダー 他16名※

  電源開発株式会社

    原子力技術部 安全総括室（安全計画）総括マネージャー 他10名※

  日本原子力発電株式会社

    発電管理室 プラント管理グループ課長 他6名※

  九州電力株式会社

    原子力発電本部 原子力発電グループ副長 他17名※

## 5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年5月28日に提出された保安規定認可申請書及び5月29日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年6月11日、7月1日及び7月6日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
  - 廃止措置主任者の選任について、廃止措置計画の審査基準への適合性を説明すること。
  - 廃止措置計画の性能維持施設が確定していない段階で、第41条（維持すべき施設の保守）を削除する理由を説明すること。

- 原子炉主任技術者の選任等について、能力等級数及び役割ランクの区分を変更（特2級及び特3級を新たに特2級へ変更）した理由を説明すること。
- 先行やA T E N A 標準案と記載が異なる部分については、差分を明確にし、その理由を説明すること。
- 削除予定の保守管理業務要領等の二次文書については、現在の記載内容を示した上で、削除によって当該記載内容の取扱いがどのようになるかを具体的に説明すること。

(3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：なし